

延長相談の一部変更について

毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）は、午後5時から午後7時まで電話又は来所による延長相談を受付けています。

令和5年10月からは、下記のとおり一部変更しますので、ご注意ください。

記

偶数月の第1、第2火曜日 及び 奇数月の第2火曜日 の延長相談は、電話相談のみとします。

延長相談を電話相談のみとする日（当面の予定）

10月3日（火）、10月10日（火）、11月14日（火）

12月5日（火）、12月12日（火）、1月9日（火）

2月6日（火）、2月13日（火）、3月12日（火）